

## 社会福祉法人ゆうかり 役員及び評議員等旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆうかりの理事・監事及び評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員、運営協議会委員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (種類)

第2条 旅費の種類は、鉄道賃・船賃・航空賃・車賃・日当等を含めたものを一律に旅費とする。

### (金額)

第3条 旅費の金額は次のとおりとする。

一日につき

	旅費	
	交通費	日当
理事会	1,000円	10,000円
評議員会	1,000円	10,000円
監査	1,000円	10,000円
評議員選任・解任委員会	1,000円	10,000円
第三者委員会	1,000円	4,000円
運営協議会委員会	1,000円	4,000円

### (重複支給の禁止)

第4条 役員が施設の常勤職員を兼ねる場合は、前条の規定にかかわらず、職員に適用する旅費規程の定めるところによるものとする。

### (準用)

第5条 交通費において、最も経済的な経路及び方法に基づいて計算した際に上記金額を超える場合、また、この規程に定めていない事項については、別途定める旅費規程を準用することとし、鉄道賃等については管理職の額と同等の取扱いとする。

### 付 則

この規程は平成13年12月 1日から適用する。

この規程は平成17年12月 1日から適用する。

この規程は平成29年 4月 1日から適用する。